

福生市告示第145号

騒音規制法による地域の指定及び規制基準（平成24年福生市告示第55号）の全部を次のように改正する。

平成27年9月2日

福生市長 加藤 育 男

騒音規制法による地域の指定及び規制基準

騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき市長が指定する地域及びその指定する地域における法第4条第1項の規定に基づく規制基準は、次のとおりとする。

なお、関係図面は、福生市生活環境部環境課に備え置いて一般の縦覧に供する。

1 指定地域

福生市の区域。ただし、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号）第2条第1項の規定による施設及び区域の存する区域並びにこれらに接する地先及び水面を除く。

2 規制基準

次のとおりとする。

区域の区分		時間区分		音量
種別	該当地域			
第一種 区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域 前号に掲げる地域に接する地先及び水面	朝	午前6時から 午前8時まで	40デシ ベル
		昼間	午前8時から 午後7時まで	45デシ ベル
		夕	午後7時から 午後11時まで	40デシ ベル
		夜間	午後11時から 翌日午前6時まで	40デシ ベル

第二種 区域	<p>都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域</p> <p>都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち第一種区域に接する地域であって、第一種区域の周囲30メートル以内の地域(以下「第一特別地域」という。)</p> <p>都市計画法第8条第1項第1号の規定による用途地域として定められていない地域であって、第一種区域、第三種区域及び第四種区域に該当する区域を除く地域</p>	朝	午前6時から 午前8時まで	45デシ ベル
		昼間	午前8時から 午後7時まで	50デシ ベル
		夕	午後7時から 午後11時まで	45デシ ベル
		夜間	午後11時から 翌日午前6時まで	45デシ ベル
第三種 区域	<p>都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域であって、第一特別地域に該当する地域を除く地域</p> <p>都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた工業地域(第一特別地域に該当する地域を除く。)のうち第二種区域(第一特別地域を除く。)に接する地域であって、第二種区域の周囲30メートル以内の地域(以下「第二特別地域」という。)</p> <p>前号に掲げる地域に接する地先及び水面</p>	朝	午前6時から 午前8時まで	55デシ ベル
		昼間	午前8時から 午後8時まで	60デシ ベル
		夕	午後8時から 午後11時まで	55デシ ベル
		夜間	午後11時から 翌日午前6時まで	50デシ ベル
第四種 区域	<p>都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた工業地域(第一特別地域及び第二特別地域に該当する地域を除く。)</p> <p>前号に掲げる地域に接する地先及び水面</p>	朝	午前6時から 午前8時まで	60デシ ベル
		昼間	午前8時から 午後8時まで	70デシ ベル
		夕	午後8時から 午後11時まで	60デシ ベル
		夜間	午後11時から 翌日午前6時まで	55デシ ベル

ただし、第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内（第一特別地域及び第二特別地域を除く。）における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。

備考

デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。以下騒音に関して同じ。

騒音の測定は、計量法第71条に規定する条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。

騒音の測定方法は、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法により、騒音の大きさの値は、次に定めるところによる。

- ・騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合はその支持値とする。
- ・騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その支持値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの支持値の最大値の平均値とする。
- ・騒音計の支持値が不規則かつ大幅に変動する場合は、指示値の90%レンジの上端の数値とする。
- ・騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。